

た読書活動を行っている学校や図書館、ボランティア活動団体への文部科学大臣表彰の授与を行うとともに、子供の読書に関してホームページなどによる情報提供を行っている。

- ・学校図書館の機能の一層の向上を図るため、蔵書や新聞配備、**学校司書**の配置に要する経費について地方財政措置を講じている。
- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」なども踏まえ、公立図書館における読書環境の整備に努めている。

第2-2-4図 子ども読書の日



(出典) 文部科学省資料

学校司書については、学校図書館がその機能を発揮する上で有効であることに鑑み、平成26(2014)年6月に「学校図書館法」(昭28法185)が改正され、初めて法的に位置付けられた。

(3) 地域等での多様な活動

子供の「生きる力」を育む上で、自然体験を始め文化・芸術や科学に直接触れる体験的な活動が重要である。社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働する能力を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。

このため、国や地方公共団体、地域、学校、家庭、民間団体、民間企業などがそれぞれの立場で自らの役割を適切に果たし連携して社会総ぐるみで、人づくりの“原点”である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことが必要である。また、NPOや子供会、青年団、青年会議所といった多くの民間団体が、様々な体験活動プログラムを企画・実施しており、これらの団体の活性化も求められている¹⁰。

ア 体験活動の推進(文部科学省)

文部科学省は、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、体験活動を推進する企業の表彰に取り組んでいる¹¹(第2-2-5図)。また、防災教育の観点に立った体験活動などの推進や体験活動の評価・顕彰に関する調査研究を行っている。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年団体と連携して、「**体験の風をおこそう**」運動を推進している¹²(第2-2-6図)。毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」として、全国各地で体験活動に関する様々なイベントや全国的なフォーラムを実施し、子供の健やかな成長にとって、体験がいかに大切であるかを、広く家庭や社会に発信している。また、「**子どもゆめ基金**」事業¹³により、民間団体が実施する特色ある取組や裾野を広げるような活動を中心に様々な体験活動へ助成を行っている。

10 平成25(2013)年1月、中央教育審議会は、体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」で提言した。

11 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taiken.htm

12 <http://www.niye.go.jp/services/taikennokaze/>。構成団体は次の通り。

NPO法人自然体験活動推進協議会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、公益社団法人全国公民館連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、公益社団法人ガールスカウト日本連盟、公益社団法人日本PTA全国協議会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益社団法人日本キャンプ協会、NPO法人日本守唄協会、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合、NPO法人全国ラジオ体操連盟、公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団、一般社団法人日本ユースホステル協会。一般財団法人社会通信教育協会、全国児童養護施設協議会、公益財団法人ハーモニセンター。

13 <http://yumekikin.niye.go.jp/index.html>

第2-2-5 図 青少年の体験活動推進企業表彰



(出典) 文部科学省資料

第2-2-6 図 「体験の風をおこそう」運動

(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構ホームページ (<http://www.niye.go.jp/services/taikennokaze/>)

イ 環境学習（文部科学省，環境省）

子供を含めた一人一人が環境問題に関心を持ち，自ら環境保全活動に取り組んでいく態度を養っていくことは，豊かな自然を守り，未来へと引き継いでいくためにも必要である。

環境省を始めとする関係府省は，「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平15法130）と「環境保全活動，環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成24年6月閣議決定）に基づき，家庭，学校，職場，地域その他あらゆる場における，生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供している¹⁴。

環境省は，「持続可能な開発のための教育」（ESD：Education for Sustainable Development）の視点を取り入れた環境教育プログラムの作成や実証などを通じて，持続可能な社会の担い手を育む環境教育を推進している。

文部科学省は，子供がその発達段階に応じて，環境の保全についての理解と関心を様々な機会に深めることができるよう，学校教育と社会教育で環境教育を推進している。学校教育では，社会科や理科，技術・家庭科といった関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実が図られている。また，太陽光発電設備などを環境教育に活用するエコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備を進めている¹⁵。社会教育では，公民館などを中心に地域の社会教育関係団体などが連携して行う環境保全の取組を支援している。青少年教育施設では，豊かな自然環境を活用し，体験型の環境学習の機会を提供している。

ウ 自然体験（文部科学省，農林水産省，環境省）

文部科学省は，広く体験活動に対する理解を求めるための家庭や企業に対する普及啓発を推進している。平成26（2014）年度から新たに，地域において家庭，学校，青少年関係団体，NPOなどをネットワーク化し，相互の情報交換や情報共有，事業の共同実施などを円滑化するためのプラットフォームの形成を支援している。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は，国立青少年教育施設の立地条件や特色を活かした自然体験活動の機会と場の提供を行っている（国立青少年教育施設の取組については，第2部第4章第1節3（3）ア「青少年教育施設」を参照）。

林野庁は，文部科学省と連携して，子供が森林で様々な体験活動を行う機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を推進している¹⁶。このプロジェクトは，主として小学生・中学生とその保護者を対象に，植林などの森林づくり活動，自然観察，木工や炭焼きといったものづくりの体験

14 http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/15 http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289498.htm16 林野庁「子ども森林館」ページ <http://www.rinya.maff.go.jp/kids/top.html>

の機会を提供している。また、国有林野事業の中で、学校による体験活動の場を提供する「遊々の森」の設定に取り組んでいる¹⁷（第2-2-7図）。「遊々の森」は、学校などと森林管理署長などが協定を結ぶことにより、総合的な学習の時間などにおける森林環境教育の場として利用できる国有林である。平成25（2013）年度末現在、172か所、7,232ヘクタールの国有林について学校などと協定を締結している。このほか、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を目的とした緑の少年団が日頃の活動状況を発表し、相互の研鑽を図る全国緑の少年団活動発表大会に対する支援を行っている。

第2-2-7図 「遊々の森」の活用事例



秘密基地づくり



木登り遊び



巣箱掛け



林業体験



森林教室

（出典）林野庁ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html）

環境省は、地方公共団体との協力の下、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）や、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月1日～31日）を通じて、自然観察会や自然とふれあい親しむ行事を行うことにより、子供が自然とふれあう機会を提供している。

エ 警察による社会奉仕活動やスポーツ活動の場の提供（警察庁）

警察は、少年¹⁸の規範意識の向上と社会との絆の強化を図る観点から、関係機関・団体、地域社会と協力しながら、環境美化活動を始めとする少年の社会奉仕活動や生産体験活動といった社会参加活動、警察署の道場を開放した少年柔剣道教室を始めとするスポーツ活動を行うなど、少年の多様な活動機会の確保と居場所づくりを推進している。

オ スポーツへの参加機会の拡充（文部科学省）

文部科学省では、平成26年度まで、他の世代と比較してスポーツ実施率が低い20代・30代の若者に注目し、若者のスポーツ参加機会を拡充した。スポーツを通じて地域における若者の新たな活躍の場を創出するため、スポーツ団体や地方公共団体、企業などが連携し、スポーツを通じた街づくりや賑わいの創出などに有益な支援策を若者のライフスタイルに沿って実施した。

平成27（2015）年度からは、いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、スポーツや健康づくりに無関心な層や、健康づくりの必要性を感じているものの行動に移せない者などを対象

17 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html#yu-yu

18 「少年法」（昭23法168）第2条に規定する「20歳に満たない者」を指す。

として、スポーツによる健康増進の取組を支援する。これにより健康寿命の延伸を図り、超高齢化や人口減少社会の進展にも対応できるよう、スポーツを通じた地域の活性化を推進する。

カ 文化活動の奨励（文部科学省）

子供が豊かな心や感性を育むためには、学校教育の場で優れた文化芸術に触れる機会を確保することが重要である。

文部科学省は、オーケストラなどの実演芸術の鑑賞や文化芸術団体によるワークショップを始め実演芸術に身近に触れることができる機会の提供¹⁹や、子供たちが親とともに民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化について、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対する支援²⁰など、子供の文化芸術体験活動を推進している（第2-2-8図）。

第2-2-8図 文化芸術体験事業



（出典）文化庁次代を担う子供の文化芸術体験事業ホームページ（<http://www.kodomogeijutsu.com/>）

キ 花育活動の推進（農林水産省）

農林水産省は、文部科学省や国土交通省と連携して、花壇作りやフラワーアレンジといった花や緑との触れ合いを通じて子供に優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育活動」を推進している。平成26（2014）年度は、地域と連携した花育活動のための副読本や指導マニュアルの作成、研修会実施を通じた花育活動実践者育成のための取組のほか、新たに小中学校などでの花育活動の実施に対する支援を行った。

ク 都市と農山漁村の共生・対流の促進（農林水産省、文部科学省、総務省）

農林水産省、文部科学省、総務省は、子供の学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識を育み、力強い成長を支える教育活動として、子供の農山漁村での宿泊体験活動に関する取組に支援を行っている。

¹⁹ <http://www.kodomogeijutsu.com/>

²⁰ <http://oyakokyoshitsu.jp/>

(4) 生涯学習への対応（文部科学省）

社会経済の大きな変化の中で、生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現することが求められている。特に、出産・育児のために仕事を離れる者が多いなど、安定した雇用を得にくい女性にとって、生涯にわたる学習機会の充実が重要である。

ア 高等教育機関における学修機会の充実に関する取組

大学などの高等教育機関は、生涯学習機関としての機能を社会一般に積極的に提供するように期待されている。昨今、技術革新や産業構造の変化に伴い、社会人が高等教育機関で教育（再教育）を受ける必要性が高まるなど、その一層の充実が求められている。このため、公開講座の実施や、夜間の学部・学科の設置、昼夜開講制の実施、通信教育課程の設置といった対応²¹が進められている。

独立行政法人日本学生支援機構は、平成26（2014）年度から、若者の学び直しを支援するため、奨学金制度の弾力的運用（同学種間（例：学部→学部）での再貸与の制限の緩和）を行っている。

イ 学習した成果の適切な評価

生涯学習の成果を適切に生かすことのできる社会を実現するためには、学習成果の評価の社会的通用性を向上させることが必要である。そのため、民間教育事業者が提供する多様な教育サービスの質の向上や信頼性の確保に向けた取組が求められている。また、行政、大学、NPOといった関係者が各地で取り組んでいる生涯学習活動の成果を生かして社会的課題の解決を図る取組を全国的に推進することも重要である。

文部科学省は、民間教育事業者などが行う検定試験の評価や情報公開の取組を促進することにより、検定試験の質の確保や向上を図っている。また、民間教育事業者の質の保証のための評価や情報公開の仕組みの構築を検討している。さらに、生涯学習関係者などが一堂に会し、多様な主体が協働した地域づくり、社会づくりについての研究協議などを行い、その成果を発信するとともに、継続的な取組が推進されるよう様々な分野にまたがる関係者のネットワーク化を図る「全国生涯学習ネットワークフォーラム」を開催している。平成26（2014）年度は宮城県で開催した。

ウ 女性の生涯学習

文部科学省は、女性が主体的に働き方・生き方を選択できるよう、結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援するため、女性のライフプランニング支援に関する情報提供をホームページで行っている。

(5) 多様な価値観に触れる機会の確保

（インターネットによる学習については第2部第2章第1節3（4）「学校教育の情報化の推進」を、国際交流については第2部第2章第2節2（2）「国際交流活動」を、それぞれ参照。）

3 学力の向上

(1) 知識・技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立（文部科学省）

「教育基本法」（平18法120）や「学校教育法」（昭22法26）では、学校教育において、知・徳・体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲などを重視し、これらを調和的に育むことが必要であることが規定されている。現行学習指導要領は、小学校では平成23（2011）年度から、中学校では平成24（2012）年度から全面実施²²され、高校では平成25

21 このほか、科目等履修生制度の導入、履修証明制度の導入、大学・大学院入学資格の弾力化、高等学校卒業程度認定試験の実施、放送大学の充実など。

22 平成21（2009）年度から算数・数学、理科などで先行実施されている。